

東景観審第 1 号

平成 22 年 12 月 2 日

東近江市長 西澤 久夫 様

東近江市景観審議会

会長 谷口 浩志

東近江市景観計画の策定について（答申）

平成 22 年 12 月 2 日付け東都整第 252 号で諮問された標記の件について慎重に審議した結果、「東近江市景観計画案」の内容は、基本的に適当と認め、下記意見を付して答申します。

記

- 1 . 敷地の緑化措置に関する景観形成基準については、樹種を限定せず、総合的な修景植栽がされる基準とされたい。
- 2 . 風景づくり基本計画に基づき、さらなる景観形成重点地域・重点地区の拡充に取り組まれたい。
- 3 . 地域の活性化に資するよう、市民のまちづくり活動とも連携して風景づくりに取り組まれたい。
- 4 . 風景づくりには市民の参加が不可欠であることに鑑み、市の実施する景観施策に市民の理解と協力が得られるよう努められたい。

以上